

静岡県告示第77号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年2月6日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月6日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士富士宮線	富士市入山瀬字清水久保724番の9地先から 富士市入山瀬字清水久保710番の12まで	平成30年2月6日 午後2時